

東京都制度融資との連携について

令和6年度より、あきる野市中小企業振興資金等融資開業資金について、東京都の制度融資と連携した支援を行います。

1 連携開始時期

令和6年4月1日（月）以降に申込みのあった融資

2 対象資金

中小企業振興資金融資 開業資金

小口零細企業保証資金融資 開業資金

3 変更点

東京都中小企業制度融資（創業融資）の融資対象者基本要件を満たす場合、東京都からも保証料の助成が受けられます。

| | 東京都 | あきる野市 |
|-----|------|---------------|
| 保証率 | 3分の2 | 東京都助成後残額の2分の1 |

※東京都の基本要件を満たしていない場合、従来通り市が保証料の2分の1を助成します。

4 東京都からの保証料助成を受ける場合の要件

【中小企業振興資金融資】

- (1) 個人にあっては、事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で市内で事業を開始する具体的な計画を有する小規模企業者になろうとする者又は市内で事業開始後1年未満の小規模企業者であること。
- (2) 法人にあっては、事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立して市内で事業を開始する具体的な計画を有する小規模企業者になろうとする者又は市内で事業開始後1年未満の小規模企業者であること。
- (3) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていること。
- (4) 区市町村民税又は固定資産税(以下「市税」と総称する。)の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。
- (5) 融資を受ける際には、東京信用保証協会の保証を受けること。
- (6) 現にあきる野市中小企業振興資金融資条例施行規則及びあきる野市小口零細企業保証資金融資要綱による融資を受けていないこと。

- (7) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

【小口零細企業保証資金融資】

- (1) 個人にあつては、事業を営んでいない個人であつて、1か月以内に新たに個人で市内で事業を開始する具体的な計画を有する小規模企業者になろうとする者又は市内で事業開始後1年未満の小規模企業者であること。
- (2) 法人にあつては、事業を営んでいない個人であつて、2か月以内に新たに会社を設立して市内で事業を開始する具体的な計画を有する小規模企業者になろうとする者又は市内で事業開始後1年未満の小規模企業者であること。
- (3) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていること。
- (4) 区市町村民税又は固定資産税（以下「市税」と総称する。）の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。
- (5) 融資を受ける際には、東京信用保証協会の保証を受けること。
- (6) 現にあきる野市中小企業振興資金融資条例施行規則及びあきる野市小口零細企業保証資金融資要綱による融資を受けていないこと。
- (7) この要綱による融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては、融資極度額）の合計が2,000万円以下であること。
- (8) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。